



ハラスメントのないキャンパス ライフを目指して

明治薬科大学では、学生、教職員などすべての構成員が個人として尊重され、快適な環境のもとでの学習、研究、教育及び業務を遂行できるキャンパスとなることをめざしています。

相手の人格を傷つけたり、嫌がらせをしたりするような行為（ハラスメント）は、決してあってはなりません。そこで、ハラスメントについての理解を深めて、ハラスメントのないキャンパス・ライフを送っていただきたいと思います。

ハラスメントってなに？

ハラスメントとは「嫌がらせ」を意味します。誰に対しても、相手の人格を否定したり、人権を侵害したりするような行為はすべてハラスメントにあたります。

◆アカデミック・ハラスメント



アカデミック・ハラスメント(アカハラと略されることもあります)とは、一般社会の中で起こるパワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントなどの行為が大学内で行われることをいいます。例えば、大学や大学院などで、教職員から学生というように、地位などの優位性を利用し、相手に対して精神的、肉体的な苦痛を与える行為がそれにあたります。しかし、ハラスメントに該当する行為は、社会的地位による権力の強弱に限ったことではなく、学生から学生に、部下から上司に、あるいは、学生から教職員に対して行われる例もあります。

ハラスメントとなりえる行為例

<https://business-textbooks.com/academic-harassment/> 参照 一部改変

文献や実験機器を使わせない

気に入らない学生や立場上弱い教職員などに対して、研究などに必要な文献や実験機器を使わせないようにする。文献や実験機器がある部屋への入退室を禁じる。

机を与えない、正当な理由なく隔離する

正当な理由なく机を与えなかったり、一人だけ机を別の場所に置いたりするなどの嫌がらせをする。

論文などへの共著者の強要

学生が書いた論文に「単位が欲しければ著者として私の名前を入れろ」、「論文として発表したければ第一著者に私の名を入れろ」などと強要する行為。

一部の加筆や訂正をただけで、共著者とすることを要求するなどの行為。

盗作し自分の論文として発表する

学生が書いた未発表の論文などを、全て、または一部盗作し、自分の論文として発表するなどの行為。

研究成果が出ないことを他人のせいにする

研究成果が出ない理由を職位が下の教員や学生などに対して、一方的に押し付ける行為。

単位を与えない

正当な理由なく単位を与えない(例えば「講義を1度だけ休んだ」「講義に1度だけ遅れてきた」などを理由に単位を与えない)。

罵倒や人格否定、誹謗中傷

「目障りだ」「辞めちまえ」などの罵倒や「親の顔が見てみたい」「育ちが悪い」などの人格否定とも言える発言。身体的な特徴に対して「ハゲ・チビ」などの誹謗中傷。

必要のない徹夜や休日の実験

不必要に夜中や休日に仕事や研究をすることを強要するなどの行為。

不当な要求

仕事や研究における明らかな自分の失敗を他人のせいにする。かかった費用を不当に請求する。論文や書類チェックに金銭などを要求するなどの行為。

職務を放棄し指導を行わない

指導すべき学生や教職員に対して指導を行わない。または、一部の学生や教職員に対してだけ指導を行わないなどの行為。論文や書類などを長期間チェックしないなど、適切な指導を行わない行為。

留年を強要する

「気に入らない」「意見をした」などの理由で留年や退学を強要する行為。また、それらの理由で不当な評価をするなどの行為。

就職活動の妨害

面接先や内定先に圧力をかける。あらぬウワサや評価を流し就職活動を妨害する行為。

推薦状を書かない・推薦状を書いた就職先への就職の強要

推薦状を書くに値する成績でありながら、「忙しい」「面倒」といった理由で推薦状を書かない行為。また、推薦状を書いた企業への、内定辞退や選考辞退をさせまいと圧力をかける行為。

希望していない研究をさせる

希望していない研究テーマを押し付けたり、指示に従わない相手に嫌がらせをしたりするなどの行為。

深夜に連絡や指導を行う

緊急性や必要性がないのに深夜などに連絡をする。

研究への協力の強要

教員が学会などで発表するためのデータや資料の作成を学生や他の教職員に強要する行為。

交際相手のことを聞く・交際を迫る

教育や職務上必要のない交際情報などのプライベートなことを聞き出そうとする行為。地位など立場の優越を利用して交際を迫るなどの行為。

性的な行為を強要する

地位など立場の優越を利用して性的な行為を要求する行為。また、拒否した相手に対する不当な(評価を下げる/指導を怠る)行為。

服装による逆ハラスメント

女性の胸元が大きく開いたカットソーや異常なぐらい短いスカートなど、露出の多い服装は、逆セクシャル・ハラスメントとなる可能性あり。

不利益な情報を口外する

「成績」「過去の経歴」など職務上で知り得た情報を利用して相手の不利益な情報を口外する行為。

研究や講義などと関係のない手伝いを強要する

研究や職務などと関係のない個人的な活動などに対して協力や手伝いを強要する行為。

罵倒する・物を投げる

人前で罵倒する行為。苛立ちあるいは威嚇的に物を投げたり、大きな音をたてたりする。威圧的な言動を示すなどの行為。

妊娠を理由に退学・退職を促す

妊娠を理由に退学や退職を促す行為(マタニティ・ハラスメント)。



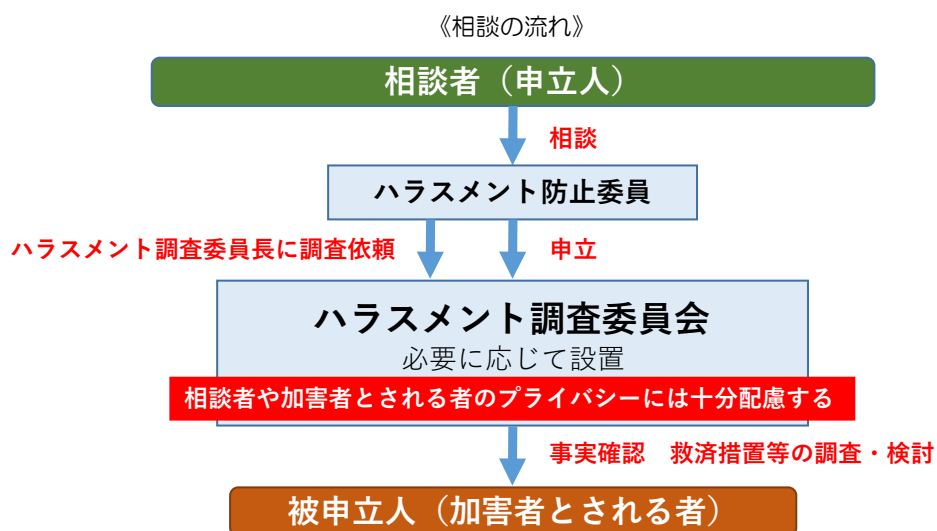
ハラスメントかな？と思ったら相談しましょう

本学では、ハラスメント防止委員が相談窓口となってハラスメント問題に対応します。ハラスメント防止委員は、相談者の秘密を守ります。また、本人の同意や承諾が無い限り、相談者の氏名、住所、電話番号等の個人情報を、正当な理由なく漏らすこともありません。

イヤだな、おかしいなと思ったら、「自分が悪いからしかたない」などと思わないで、言葉と態度ではっきりと相手に「やめてほしい」と伝えましょう。ハラスメントかな？と感じた具体的な内容について記録しておくことも必要です。それでも、相手に直接抗議することが難しい場合もあるでしょう。そんな時は、がまんしないでハラスメント防止委員に相談してください。

ハラスメントの防止にはみなさんのご協力とご理解が不可欠です。ハラスメントと思われる行為に遭遇した場合は、第三者でも躊躇なく相談窓口にご相談してください。その後、事態が発展しないよう、一緒に考えていきたいと思えます。

ハラスメントの窓口/問題解決のステップ



一般的には、次のようなステップを経て問題を解決していきます。

ステップ1：ハラスメント防止委員が相談を受けます

人権侵害が起こっていると感じたら、まず、ハラスメント防止委員に相談して下さい。ハラスメント防止委員は、あなたの悩みや気持ち、人権侵害の状況などについてじっくり話を聞いていきます。聞いた話の内容をあなたの許可なく、他の人に話すことはありません。もちろん、あなたの身に危険が迫っている場合には例外ですが、この場合にも、あなたに確認します。

ステップ2：2名のハラスメント防止委員でより詳しく事情を伺います

ステップ1で解決に至らなかった場合には、より詳しく事情を伺い、更なる解決を目指します。ここでは、相談内容を記録に残しながら、相談者の解決のための希望などについて確認していきます。ステップ1

と同様に、聞いた話の内容をあなたの許可なく、他の人に話すことはありません。もちろん、あなたの身に危険が迫っている場合には例外ですが、この場合にも、あなたに確認します。

ステップ3：ハラスメント防止委員会で解決方法を検討します

ハラスメント防止委員会を開催し、ステップ2までに受けた相談の問題解決の方法等について審議を行います。審議の結果、事実確認、救済措置等の調査、検討が必要であると認められた場合は、ハラスメント防止委員長からハラスメント調査委員長にその旨を報告し、調査を求めます。

ステップ4：ハラスメント調査委員会によって調査が行われます

ハラスメント調査委員会は、当該事案に係るハラスメントの有無について実態調査を行います。調査委員会メンバーは、相談者のプライバシーの保護に努めるとともに調査委員会で知りえたことを他に漏らしたり、私事に使用したりしないことが厳しく規定されています。

ステップ5：理事長もしくは学長が適切な措置を講じます

理事長又は学長は、ハラスメント調査委員会からの調査、検討の結果報告の内容に応じて、その趣旨を踏まえて被害者の救済を行うとともに、法人又は大学等の就業規則又は学則により、加害者に対して適切な措置を講じます。

皆で明るいキャンパスを作っていきましょう！

「自分は絶対に大丈夫！」とっていませんか？

自分では親しみを込めたり、ほめたりしているつもりでも、ハラスメントになることがあります。ハラスメントでは、相手がどのように受け止めているかが重要です。指導者にとっては難しい点でもありますが、たとえ、熱意を表すつもりの方であっても、本人の意図とは関係なく、相手は不快に思っているかもしれません。

また、「この程度のことは今までだって許されてきた」という自己流の判断にも注意をしましょう。

一方で、受け手側も、「この方はどのような意図でそのような言動を示しているのかな？」と、一度は相手の立場に立って考えてみることも必要です。もしかしたら、あなたへの教育的な思いが見えてくるかもしれません。

しかし、どのような場合であっても、相手が拒否したり、嫌がっていたりすることが分かった場合には、同じ言動を繰り返さないようにしましょう。

また、第三者として、ハラスメントに遭遇した場合には、見て見ぬふりをしないでください。ここでも、勇気をもって、被害者をサポートしてあげてください。